

# 島根県報

第一、四八六号

平成十五年七月十一日

(金曜日)

二 施行期日  
平成十五年八月一日から施行することとした。

## 規則

### 目次

#### 島根県会計規則の一部を改正する規則

(会計課)一

#### 告示

- 島根県立島根女子短期大学の学則の一部改正の届出
- 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定
- 土地改良区の役員の就任及び退任
- 土地改良事業変更計画書の縦覧(三件)
- 県営土地改良事業計画の変更(二件)
- 保安林の指定

(総務課)一  
(市町村課)三  
(障害者福祉課)四  
(農村整備課)四  
(森林整備課)五  
(森林整備課)五

#### 公安告示

- 交通誘導警備二級検定の実施

#### 正誤

- 平成十四年九月十三日付け島根県報号外第九六号中

(薬事衛生課)八

公布された条例等のあらまし

## 告示

### ◇島根県会計規則の一部を改正する規則(島根県規則第八〇号)

#### 一 規則の概要

- 1 資金前渡をることのできる経費を追加することとした。(第四十八条関係)
- 2 遅延賠償金に係る算定割合を改正することとした。(第七十一条関係)

## 島根県規則第八十号

#### 島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 電気料金、後納郵便料その他これに類する経費(第三十九条の二の規定による支払をするものを除く。)

第七十一条第一項中「年八・二五パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則による改正後の島根県会計規則第七十一条の規定は、平成十五年八月一日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百二号  
島根県立短期大学条例施行規則(平成五年島根県規則第二十一号)第十五条第一項の規定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届

出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月十一日

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。  
第三十一の表中

第 1,486 号 (2)

島根県知事 澄田信義

英文專攻	十以上	四	三十六	十以上	六十四以上
十以上	二以上	三十三	十三以上	六十四以上	

に を

別表の一の(一)の表中

プレゼンテーションの技法

を

## プレゼンテーションの技法

地域福祉

地域探検学	地域福祉
一一	一一

に、別表の一の〔〕の（口）の表中

(回)の表中 消費科学

社会調査法	マーケティング論
二一	二一

社会調査法	
テキスタイルアドバイザー実習	
一	二

に、別表の一の(三)の(イ)の表中

表中

に、別表の二の(三)の(四)の

島根県告示第六百二号

- 2 1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。  
この学則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については、この学則の改正後の島根県立島根女子短期大学学則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附  
則

- |       |         |
|-------|---------|
| 日本語概説 | 日本語概説   |
| 二     | 二       |
|       | 音声言語を含む |
| に改める。 | を       |

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により告示する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄田信義

								新たに土地が生じた場所		面積		編入先の字	
								島根県告示第六百四号		九六三・三六平方メートル		大字海士	
荒田 順	土谷 治久	末成 和義	大野 博文	河村 秀樹	磯和 理貴	医師の氏名	診療科目	従事する医療機関	指定年月日	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十二号）第二条の規定により告示する。	島根県知事 澄田信義	（ただし、右地番は、平成十五年三月七日現在のものである。）	
形成外科	神経内科	循環器科	泌尿器科	泌尿器科	呼吸器科	名 称	所 在 地	松江赤十字病院	平成十五年七月一日	島根県海士町大字海士六四三番一地先から同大字六四五三番一地先までの公有水面埋立地			
院 県立中央病院	生 病院	壽 生病院	松江赤十字病院	松江赤十字病院	松江赤十字病院	松江市母衣町二一〇〇	松江市母衣町二一〇〇	松江市母衣町二一〇〇	平成十五年七月一日	出雲市大津町三六二七一八	出雲市姫原四丁目一一一		
"	"	"	"	"	"					"	"		

塚本 織惠	和田 幸弘	領家 幸治	後藤 篤	佐藤 仁俊	田原 寛之	鹿島 由史
内科	泌尿器科	整形外科	小兒科	外科	内科	内科
院 立 合 隱 岐 病 院 域 連	院 立 合 隱 岐 病 院 域 連	院 立 合 隱 岐 病 院 連	院 立 合 隱 岐 病 連	院 立 合 公立 邑智 病	院 立 合 公立 邑智 病	島根医科大 学医学部附 属病院
三五五 隱岐郡西郷町大字城北町	三五五 隱岐郡西郷町大字城北町	三五五 隱岐郡西郷町大字城北町	八四八一二 邑智郡石見町大字中野三	八四八一一 邑智郡石見町大字中野三	出雲市塩治町八九一一 邑智郡石見町大字中野三	出雲市塩治町八九一一
"	"	"	"	"	"	"

**島根県告示第六百五号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

島根県知事 澄田信義

## 鹿足郡田原町土地改良区

監事

水津光男 鹿足郡日原町大字河村二六番地  
村上和寛 鹿足郡日原町大字相撲ヶ原四八三番地

二 就任年月日

平成十五年四月一日  
三 退任した役員の氏名及び住所

監事

水津 光男 鹿足郡日原町大字河村二六番地  
村上 和寛 鹿足郡日原町大字相撲ヶ原四八三番地一

## 島根県告示第六百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡鹿島町土地改良区 (非補助土地改良事業)	字出地区区画整理事業 計画書の写し	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	鹿島町役場

## 島根県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原郡木次町土地改良区 (非補助土地改良事業)	大川上地区区画整理事業 計画書の写し	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	木次町役場

## 島根県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、金山地区を受益地域とする区画整理事業（県営土地改良総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了

後十五日以内に申し出されたい。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄田信義

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄田信義

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第十五條の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三條第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

- 一 縦覧に供する書類の名称  
金山地区区画整理事業（県営土地改良総合整備事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
告示の日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
平田市役所

#### 島根県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、金山地区を受益地域とする農道事業（県営土地改良総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出されたい。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
金山地区農道事業（県営土地改良総合整備事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
告示の日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
平田市役所

#### 公安委員会告示

##### 島根県公安委員会告示第74号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の2に規定する警備員等の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第4条の規定により告示する。

平成15年7月11日

島根県公安委員会委員長 古瀬 章

- 1 檢定試験の日時・場所及び種別  
(1) 平成15年10月23日（木）午前9時から午後5時まで

#### 島根県告示第六百十一号

	(2) 松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター (3) 交通誘導警備2級
2 定員	定員は55名とし、定員になりしだい受付けを締め切る。
3 検定試験の内容	<p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 事故の発生における応急の措置に関すること。</p>
4 受験資格	<p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。</p> <p>オ 受験資格</p> <p>(1) 島根県内に住所を有する者</p> <p>(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に所属している警備員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。</p> <p>ア 警備業法第3条第1号から第6号までのいずれかに該当する者</p> <p>イ 規則第11条第1項の規定により検定の合格を取り消され、当該取消しの日から起算して3年を経過しない者</p>
5 検定申請の手続	<p>(1) 検定申請書の受付期間</p> <p>平成15年8月25日（月）から平成15年9月19日（金）までの間</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p> <p>検定申請者は住所地（検定申請者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署長に検定申請書を提出すること。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>検定申請書には、次に掲げる書類を添付して正副2部を提出すること。</p>
6 受験票	ア 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し） イ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会（その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に限る。）の行う検定を受けようとする者にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面
7 検定の手数料及び手数料の納付方法	<p>(1) 検定手数料は、22,000円とする。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に金額に相当する島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。</p> <p>なお、手数料は、検定申請書を受付けた後において申請を取消し、又は検定試験を受けなかった場合でも返還しない。</p> <p>(3) 検定当日の受付は、午前8時30分から実施する。</p>
8 問い合わせ先	問い合わせその他問い合わせは、最寄りの警察署又は島根県警察本部生活安全企画課（電話0852-26-0110、内線3495）にすること。

平成十四年九月十三日付け島根県報号外第九六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

正 誤

ページ	箇 所	正
	島根県規則第八十七号別表第二の一固定式による飼養施設の基準のうち別表第一第七号に掲げる動物中	島根県規則第八十七号別表第二の一固定式による飼養施設の基準のうち別表第一第七号に掲げる動物中
	間隔 高さ一メートル未満の部分は五十センチ メートル以下、高さ一メートル未満の部分は1メートル以下	間隔 高さ一メートル未満の部分は五十センチ メートル以下、高さ一メートル以上の中の部分は1メートル以下